

特定化学物質作業主任者の職務が法令改正で変更されます。
それに伴い、弊社既製品「職-513」の内容に項目を追加致しました。
(注文コード：049513)

平成26年8月25日に労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が公布され、特定化学物質作業主任者の職務の内容が変更されます。(平成26年11月1日施行)

エチルベンゼン塗装業務、1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務など特殊な業務を一括して特別有機溶剤業務にまとめた変更になります。

それに伴い、職務内容に項目4.を追加しました。

今後は下記の内容に変更し販売を致します。製品内にも下記案内を同梱しております。

なお、内容のみの変更で品番・注文コード・スペック・価格に変更はございません。

得意先様各位

職-513をご購入いただき有難うございます。

平成26年8月25日に労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が公布され、特定化学物質作業主任者の職務の内容が変更されました。(平成26年11月1日施行)

それに伴い、弊社製品も職務内容に項目4.を追加いたしました。

本製品は、改正にともない特別有機溶剤管理業務関連の文言を追加しております。

改正前

+ 特定化学物質
作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

作 業
主 任 者



改正後(本製品)

+ 特定化学物質
作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

作 業
主 任 者